

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年3月4日	令和8年3月17日	西区の不存在決定(令和8年3月3日付大西総第178号)の不存在理由には次のとおり記載されています。 3. 「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」4(1)ウ(ア)6のとおり、受け取ったご意見等のうち、同一申出人から同一内容の申出が繰り返し寄せられたものについては、「市民の声」としては取り扱わず、原則回答しない取扱いとしているため、「個々の申出内容を考慮して対応」したことが分かる文書は存在しない。 (市民の声受付番号25-04212) 1. 「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」4(1)ウ(ア)6のとおり、受け取ったご意見等のうち、同一申出人から同一内容の申出が繰り返し寄せられたものについては、「市民の声」としては取り扱わず、原則回答しない取扱いとしている」について、大阪市の「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」には次のように記載されています。 6 市民の声として説明責任を果たしたうえで、なお同一申出人から同一内容の申出が繰り返し寄せられたもの 「同一申出人から同一内容の申出が繰り返し寄せられたものについては、「市民の声」としては取り扱わず」ということは「市民の声として説明責任を果たした」ということが前提になるはずで、この「説明責任を果たした」ということが分かる文書を公開してください。	不存在	号	西区	総務課